

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康局結核感染症課

1. 改正の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により、医師は感染症の患者等を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県知事等に届け出ることとされている。
- 医師に対して義務付けられている法第 12 条第 1 項の届出（以下「発生届出」という。）を要さない場合については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 3 条及び附則第 2 条の 2 第 4 項において列挙されているところ、都道府県知事が届出を行い、厚生労働大臣が都道府県の名称を告示した都道府県の区域内において医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合等については、発生届出の対象について、
 - ・ 高齢者
 - ・ 妊婦
 - ・ 入院、当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与といった医療の提供が必要となるおそれのある者に限定する取扱いとしている。
- 今般、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で上記の取扱いを適用することとする。

2. 改正の概要

- 医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合については、当該感染症の患者（65 歳未満のものに限り、妊婦を除く。）について、以下に掲げる医療の提供を要しない場合は発生届出を不要とする。
 - ・ 入院
 - ・ 当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 法第 12 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 4 年 9 月 22 日
- 施行期日：令和 4 年 9 月 26 日